

## 民間投資活性化等のための税制改正大綱

平成25年10月1日「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が自民党税制調査会でまとまり、政府与党責任者会議で承認されました。

通常の税制改正大綱は毎年12月に閣議決定されますが、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策として通常の年度改正から切り離して前倒しで決定されたものです。

この政策税制のうち、中小企業・小規模事業者の皆様に関係が深いと思われる制度の概要を紹介します。

※民間投資活性化等のため税制改正大綱、並びに産業競争力強化法案に基づき記載しています。実際の法令上の取り扱い等、今後の動向にご留意ください。

### 1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

国内で一定規模以上(※1)の生産性向上設備等(仮称 以下同じ。)(※2)の取得等をした青色申告法人は、新たに取得した設備等につき、以下の特別償却又は税額控除を選択できます。この規定は産業競争力強化法(仮称 以下同じ。)の施行の日から平成29年3月31日までの間に生産性向上設備等を取得等し、事業供用した場合に適用されます。したがって産業競争力強化法の施行時期が注目されます。(平成26年1月下旬～2月上旬に施行予定)。また、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができます。(2.において同じ。)

(※1)

機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
工具・器具備品	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
建物・構築物	それぞれの取得価額が120万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

(※2)生産性向上設備等とは産業競争力強化法に規定する下記の設備をいいます。

先端設備	最新モデル、かつ、生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たす設備等 ※ソフトウェアは生産性向上要件不要 ※電子計算機やソフトウェアは中小企業者等が取得等するものに限る
生産ラインやオペレーションの改善に資する設備	生産性向上について経済産業局の確認を受けた投資計画(投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)である計画)に記載された設備等

○適用額 (※)建物・構築物は括弧内の割合

取得等をした日	特別償却	税額控除額(限度:法人税額の20%)
産業競争力強化法の施行の日からH28.3.31まで	取得価額×100%(普通償却含む)	取得価額×5%(3%)(※)
H28.4.1からH29.3.31まで	取得価額×50%(25%)(※)	取得価額×4%(2%)(※)

## 2. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

① 「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」の適用期限が次の見直しを行った上で平成 29 年 3 月 31 日を含む事業年度まで 3 年間延長されます。

② 産業競争力強化法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却や特別控除の上乗せ措置が適用できます。

資本金	特別償却	特別控除
3000 万円超 1 億円以下	取得価額 × 100%(普通償却含む)	取得価額 × 7%
3000 万円以下の法人	取得価額 × 100%(普通償却含む)	取得価額 × 10%

## 3. 研究開発税制の拡充・延長

① 「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の適用期限が平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度まで 3 年間延長されます。

② 上記制度の増加型制度において、試験研究費の増加割合に応じて税額控除額が増加する仕組みになります。

改正前	増加試験研究費の額 × 5%
改正案	増加試験研究費の額 × 増加割合(最大 30%)

## 4. 所得拡大促進税制の見直し・拡充

① 所得拡大促進税制の適用期間が 2 年間延長されます。(平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度が適用年度となります。)

また、この規定は平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する適用年度について適用されます。平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度については一定の経過措置があります。

② 適用要件の給与等支給増加率が緩和され、適用年度に応じた割合になります。(現行 5%以上)

適用年度	雇用者給与等支給増加割合の要件
平成 27 年 4 月 1 日前に開始する適用年度	2%以上
平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度	3%以上
平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度	5%以上

③ 適用要件の平均給与等支給額の比較方法が変更されます。

高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少により、この税制の適用を受けられないという事情を考慮し、給与等支給額「平均」の比較対象を、退職者・再雇用者・新卒採用者を除いて比較することとなりました。

以上、民間投資活性化等のための税制改正大綱のうち、主なものをご紹介させて頂きました。上記以外にも改正点はたくさんあります。各改正点の詳細等につきましてはお気軽に当事務所にお問い合わせください。

その他詳細は久保総合会計事務所にご相談ください。

TEL 06-6930-6388 HP アドレス <http://kubokaikei.com/>